

# 芝山町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 7,928	千円 5,196,449	千円 286,870	千円 964,713	% 18.6	% 20.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 105	千円 383,837	千円 70,945	千円 139,590	千円 594,372	千円 5,661	千円 5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

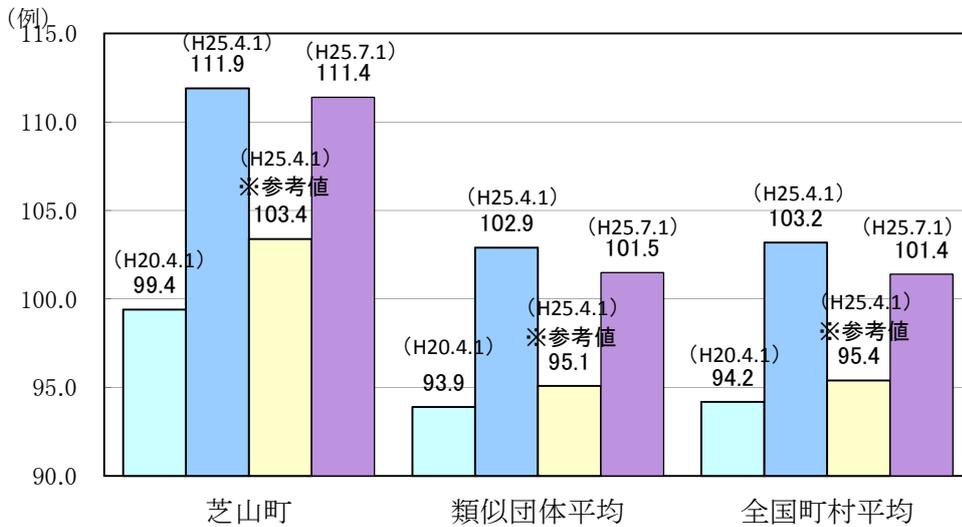
### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	平成25年9月議会で否決されたため。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】	
(手当)	

(その他)

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芝山町	38.3 歳	300,075 円	357,236 円	327,981 円
千葉県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

#### ②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均 給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月 額(B)	
芝山町	52.7 歳	271,000 円	287,767 円	283,033 円	—	—	—	—
うち用務員	52.7 歳	271,000 円	287,767 円	283,033 円	用務員	53.7歳	202,700円	1.4
千葉県	50.6 歳	333,270 円	388,918 円	365,556 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	272,119 (286,850) 円	—	309,534 (325,400) 円	—	—	—	—
類似団体	50.4 歳	302,572 円	324,788 円	317,075 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
芝山町	—	—	—
うち用務員	4,538,504 円	2,809,400 円	1.6

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		芝山町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	総合職 172,557(181,200) 円 一般職 163,987(172,200) 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	142,300 円	141,900 円	—
	中学卒	— 円	129,200 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

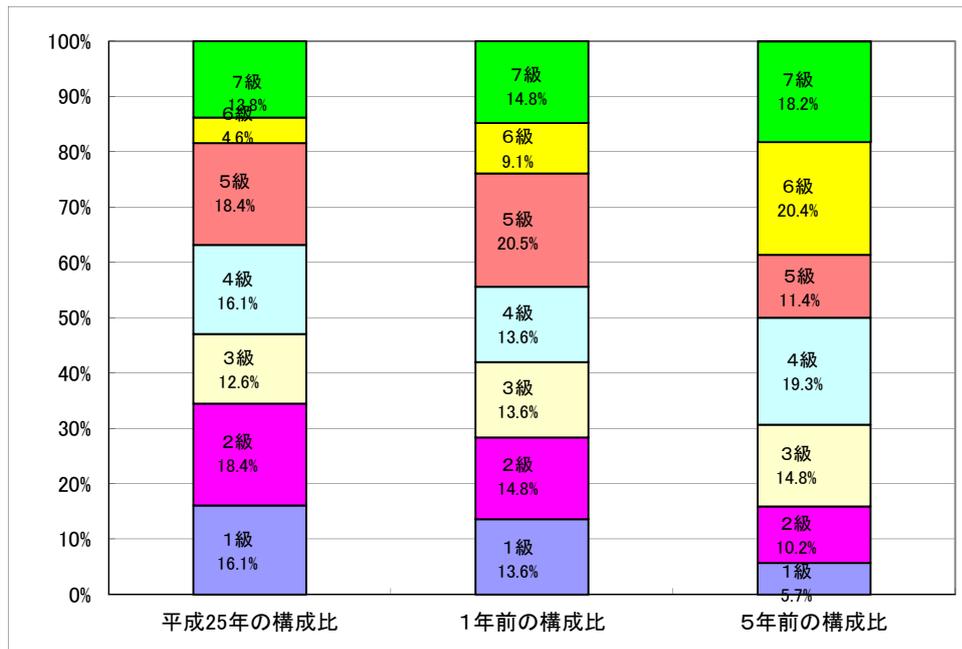
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,900 円	357,900 円	383,250 円	390,800 円
	高校卒	196,900 円	314,200 円	370,433 円	384,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	323,800 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	14人	16.1%	137,200円	243,700円
2級	主事	16人	18.4%	187,800円	307,800円
3級	主任主事	11人	12.6%	224,600円	356,300円
4級	副主査	14人	16.1%	261,900円	390,800円
5級	係長	16人	18.4%	289,200円	403,200円
6級	副主幹	4人	4.6%	320,600円	422,600円
7級	課長、局長、室長、主幹	12人	13.8%	366,200円	468,200円

- (注) 1 芝山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに3級及び4級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成25年4月1日の定期昇給については、人事考課制度導入前であることから休職期間等がある職員を除いて、4号給(55歳以上は2号給)昇給させています。  
 人事考課制度については、平成21年度から構築し、現在試行しています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

芝山町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,392 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,637 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( — )月分 ( — )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理監督加算15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当 (25年4月1日現在)

芝山町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額(定年)	240 千円	27,962 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		13,645 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		116,620 円	
支給対象地域	平成24年度支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	3 %	117 人	- %

##### (4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算 医師等を除く)	0 円		
医師等に対する支給年額(24年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員・主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病処理手当	感染症患者の検診、死体の検索等に従事した職員	0千円	日額320円
危険作業手当	毒物、劇物等を使用した検査等の業務又は病害虫駆除等のために薬剤散布の作業に従事した職員	0千円	日額320円
医師手当	診療に従事する医師である職員	0千円	月額12万円
研究手当	診療に関する研究をする医師である職員	0千円	月額8万円
診療手当	診療に従事する医師である職員	0千円	診療を行った日1日につき1万円
往診手当	家庭等を訪問して医療業務に従事した医師又は看護師勤務時間内の往診	0千円	往診料・診察料の100分の50
	家庭等を訪問して医療業務に従事した医師又は看護師勤務時間外の往診	0千円	往診料・診察料の100分の100
看護手当	医師が診療を行ったときの補助として従事した看護師及び准看護師である職員	0千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	31,080 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	302 千円
支給実績（23年度決算）	26,403 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	256 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ	-	12,410 千円	225,627 円
住居手当	・借家 (家賃12,000円超の場合)家賃 に応じて27,000円を限度に支給	異なる	・借家 同左 ・自宅 国→2,500円 自宅支給期間 国→新築、購入後5年間	3,776 千円	83,904 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 全額支給 ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～ 32,330円を支給	異なる	交通機関利用 国→1ヶ月55,000円を限度 自動車等利用 距離区分の相違により支 給額が異なる	7,645 千円	79,636 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じ て定額を支給 ・課長等(7級)50,000円 ・主幹(7級)35,000円	異なる	国(府県単位機関)→課長 (5級)49,600円	7,642 千円	545,878 円
宿日直手当	休日等に来庁者の受付及び庁 舎の保全等を行う者に勤務1回に つき4,700円を支給	異なる	国→4,200円	573 千円	9,879 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	749,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		( - 円 )	807,500 円 / 363,200 円	
報酬	副町長	614,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		( - 円 )	670,100 円 / 365,000 円	
報酬	議長	279,000 円	364,000 円 /	220,000 円
	副議長	233,000 円	285,000 円 /	168,100 円
	議員	219,000 円	263,000 円 /	135,800 円
期末手当	町長	(24年度支給割合)		
	副町長	3.85	月分	
	議長	(24年度支給割合)		
退職手当	副議長	2.60	月分	
	議員			
	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
退職手当	副町長	給料月額×在職月数×45/100	16,178,400 円	任期毎
	町長	給料月額×在職月数×25/100	7,368,000 円	任期毎
備考				

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

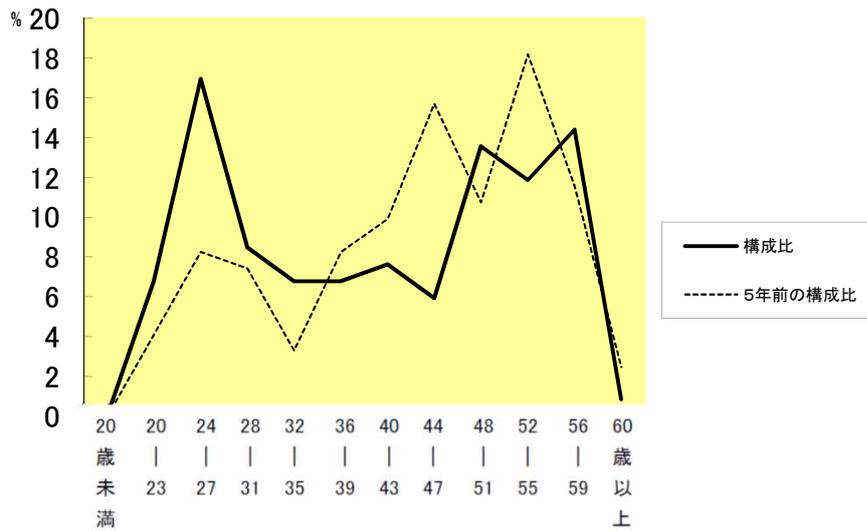
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	新規事業の実施、退職者補充のため 事務の統廃合のため 事務の移管のため 事務の移管のため 事務の統廃合のため 事務の統廃合のため
		総務	30	32	2	
		税務	9	8	△1	
		農水	8	7	△1	
商工		1	2	1		
土木		11	10	△1		
民生		22	22	0		
衛生		8	7	△1		
	計	91	90	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.52 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.42 人)	
	教育部門	15	15	0		
	小計	106	105	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.44 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 149.73 人)	
公営企業会計等部門	病院(診療所) 下水道 国保・介護保険		0	0	0	事務の統廃合のため
			6	5	△1	
			6	6	0	
					0	
	小計	12	11	△1		
合計		118 [ 127 ]	116 [ 127 ]	△2 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.32 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2人	6人	18人	15人	12人	9人	7人	6人	13人	16人	10人	2人	116人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	91	90	90	90	91	90	▲1 (▲1.1%)
普通会計	109	107	106	107	106	105	▲4 (▲3.7%)
公営企業等会計	11	12	12	12	12	11	0 (▲0.0%)
総合計	120	119	118	119	118	116	▲4 (▲3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。